

施設利用の手引き

1 基本的な理念

(1) 入所は契約によります。

介護保険施設への入所契約は、入所いただく方と施設の双方の合意に基づいて行われることが大原則であり、事前に入所していただく基準や手続きについて十分に説明し、ご納得のうえで契約させていただきます。

(2) 施設利用者やそのご家族等の安心のために、継続性のあるサービスに努めます。

介護老人福祉施設は各々の地域において、高齢者やそのご家族の安心な生活を支える為の重要な存在であり、施設で提供する居宅サービスや他の保健・医療・福祉サービスと連携を保ち、一貫した継続性のある良質なサービス提供に努めます。

(3) 地域社会の信頼と指示の得られる施設運営に努めます。

介護老人福祉施設は各々の地域において公共性の高い施設として位置づけられており、地域住民の皆様からの日常的な支持と協力をいただき、はじめて適切な運営ができるものと考えています。すなみ荘も、自ら、地域社会に貢献できるよう皆様との信頼関係を確立し、地域社会からの期待に応えられるよう努めます。

2 入所基準の考え方

介護保険制度においては「介護の必要性」によって利用できるサービスの内容が定められますが、介護老人福祉施設の入所の必要性は「介護の必要性」とそれに対する「居宅における介護の困難性」により、各々個別的な事情も加味して総合的、専門的な判断を行う必要があります。たとえば、形式的な基準を一律機械的に当てはめることはなじまないと考えています。また、「介護」の目的には、「生活の質」の確保、向上という側面があり、こうした考え方も加えて判断させていただきます。

3 入所申込みに際しての留意事項

入所申込みの際に、次の内容を、別紙「入所申込書」にご記入ください。

(1) 介護の必要性として

- ① 要介護度
- ② 身体的、精神的な状態

(2) 居宅における介護の困難性として

- ③ ご家族の状況
- ④ 住居等の環境的要因
- ⑤ 居宅サービスの利用状況
- ⑥ 他の保健・医療・福祉サービスの利用状況

申込後に状態変化もあり得ることから、申込時点では入所の緊急度や優先度は確定できませんので、入所検討の際の基礎資料とさせていただきます。

4 状況、経過の確認

入所申込みをいただいた後の状況、経過の確認は、申込者ご本人及びご家族等から連絡をいただくことを基本に、すなみ荘としても、次のとおり確認させていただきます。

- (1) すなみ荘が提供している居宅サービス等を利用いただいている場合は、そのサービス提供を通して本人及びご家族様等の意向や状況を継続的に確認させていただきます。
- (2) すなみ荘から、保健・医療機関に入院されている場合や地域内で他の保健・医療・福祉サービスを利用されている場合は、ご本人やご家族等の同意を得て、関係機関による情報交換を行い、状況確認に努めます。
- (3) このほか、地域内からの入所申込みの場合は、必要に応じて相互連絡を行うほか、関係機関からの情報提供にも留意し、状況確認に努めます。
- (4) 地域外からの入所申込みの場合は、入所希望者からの自主的な連絡を基本に、すなみ荘としても必要に応じて連絡に努めます。
- (5) 複数施設へ入所申込みをされている場合は、その事情等についてお聞きしておき、関係施設間で経過確認させていただきます。

5 入所の手続き

介護老人福祉施設への入所は、空床が生じて、はじめて、利用いただく手続きを進めることとなりますが、その場合は、入所待機いただいている期間を念頭に置きながら、前記4による経過確認の内容等をもとに可能な限り直近の状況把握に努め、緊急度や優先度を検討し、順次、入所希望者の最終的な意向確認を行い、施設関係職員等による「入所検討委員会」で協議し、施設長において決定させていただきます。

「入所検討委員会」の構成と運営

- (1) 入所検討委員会は、施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護員、看護員、第三者委員により構成し、月に一度開催する。
- (2) 入所順位は、ご本人及びご家族の申し出等により随時変更していく。
- (3) 入所検討委員会の検討内容は、議事録へ記載する。

6 災害等急迫事例への対応

- (1) 入所申込みを受けていない方について市町村行政、及び関係機関から要援護（介護）の急迫した状態にあることの通報や入所要請を受けた場合は、別途、行政及び関係機関と協議し、受入の可否を検討します。また、行政からの申し出があれば、必要により地域内全体で対応します。
- (2) 県内外を問わず災害等により一時的に多数の受入が必要になった場合は、県行政機関（本庁及び地方機関）の要請を受けて、ブロック単位あるいは県連盟単位で対応を協議します。